

確定申告は自分で作成してお早めに！

平成25年分の所得税及び復興特別所得税の本庄税務署での確定申告の受付は、2月17日(月)から3月17日(月)までです。

還付申告は、確定申告期間の前から行えます(土・日・休日を除く)。また、申告書はe-Tax(国税電子申告・納税システム)による送信、郵便等による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)で確認又は税務署へお問い合わせください。

●給与所得者の確定申告(※給与所得者は年末調整により所得税が精算されるため、確定申告は原則不要です)

◆確定申告が必要な人

次の計算において残額があり、さらに①から⑥のいずれかに該当する人は、所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要になります。

計算式

各種所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から、所得控除を差し引いて、「課税される所得金額」を求める



「課税される所得金額」に所得税の税率を乗じて、「所得割額」を求める



「所得割額」から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引く

- ①給与の収入金額が2,000万円を超える人
 - ②給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人
 - ③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える人
- ※給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額(雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く)を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円以下の人は、申告は不要です。
- ④同族会社の役員やその親族の人などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた人
 - ⑤給与について、災害減税法により所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人
 - ⑥在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで、給与の支払を受ける際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収されないこととなっている人

◆確定申告をすれば税金が戻る人

給与所得者で確定申告の必要がない人でも、次のような場合で、源泉徴収された税金が納め過ぎになっているときには、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。

- ①災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ②病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合

公的年金等を受給している人へ

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

《注意》

- ・この場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
- ・確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

復興特別所得税のお知らせ

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されます。

※復興特別所得税…東日本大震災からの復興施策の財源確保を目的に課されることになった税



乗ってみよう!

はにぼん号・もといずみ号

(本庄北・本庄南・児玉市街地)

(児玉山間)

予約センター：☎0495-21-7797 予約受付・運行：月～土曜日(休日・12月29日～1月3日を除く)の午前8時～午後5時

★企画課 ☎1157

はにぼん号・もといずみ号とは.....

市内循環バスに替わり、10月1日から始まった新たな市内交通サービスです。予約に合わせて本庄北・児玉山間では9人乗り、本庄南・児玉市街地では4人乗りの車両が停留所から停留所まで送迎します。



予約・利用方法(注意点)について

1. どの停留所から 乗り、どの停留所まで 行くのか予約センターへ電話をする前に確認してください。

◎予約は、停留所名を伝えてください。○○商店に近い停留所、△△さんの家のある停留所など、停留所名が分からないまま電話をすると、予約に時間がかかることや予約に応じられないこともあります。

◎停留所については、広報ほんじょう9月号又は市ホームページ(トップページ→施設を探す→はにぼん号・もといずみ号の停留所)をご覧ください。

2. 予約センター ☎1157 に電話をして、利用日時(何日の何時何分に)、乗車停留所(どこから)、降車停留所(どこまで)、利用人数(何人で)を伝えてください。

◎利用日の前の週の月曜日から利用日当日まで予約ができますが、先の予約が優先されますので、お早めにご予約ください。

3. 予約状況を確認し、迎えに行ける乗車時間をご案内します。

◎予約状況により、希望に沿えない場合があります。

4. 予約時に伝えた乗車時間に停留所でお待ちください。

◎交通状況により遅れる場合があります。

5. 乗車時に運賃(現金又は回数券)を支払います。

◎お得な回数券は、車内・市役所1階レストラン・エコピアで販売しています。

◆湯かっこ営業日には

- ・児玉総合支所→湯かっこ行
午前10時30分発
 - ・湯かっこ→児玉総合支所行
午後3時発
- が運行します(要予約)。

運 賃	
大人(中学生以上)	300円
小学生	150円
未就学児 (※同伴者が必要)	無料
※乗車時に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を掲示した場合、 <u>本人と介護者1人は150円割引</u> になります。	

回 数 券		
対 象	100円券×10枚	50円券×10枚
①一般	800円	400円
②75歳以上	600円	
③運転免許証返納者	600円	
④65歳以上	700円	
※回数券購入には、 <u>健康保険証など年齢の分かるもの(②・④)、運転経歴証明書(③)</u> の提示が必要です。		

乗り継ぎについて

はにぼん号・もといずみ号は、決まった区域を運行するため、乗り継ぎなしで行ける場所が限られています。また、本庄地域から児玉地域、児玉地域から本庄地域へは運行していませんので、路線バス(児玉折返し場～本庄駅線)を利用してください。